

石川県教育費負担軽減奨学金（通常申請分）についてのお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

【石川県内の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降に高等学校等に入学した生徒等を対象とした返還を要しない給付型の奨学金を給付します。（特別支援学校高等部生徒を除く）

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

①保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であること

（両親の場合は双方とも非課税であることが必要）

②令和4年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること

③対象となる生徒（高校生等）が就学支援金支給対象である私立高等学校（私立高等学校等専攻科を含む）等に在学していること

（対象となる学校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるもの。また、高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程を有するものの若しくは、国家資格者養成課程を有するもののいずれかの要件を満たすもの）

※過去に3回（通信制では4回、高等学校等専攻科では2回（修業年限が1年の場合は1回））支給を受けている場合は対象外です。

2. 給付年額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世 帯 区 分	給付年額		
		通信制又は専攻科	
ア 生活保護受給世帯	52,600円	52,600円	
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	134,600円	52,100円	
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	152,000円	52,100円	

※高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。（詳細は「対象確認シート」参照）

3. 申請方法

給付を希望する場合は、世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

世帯区分	必要書類					
	①申請書	②住民票	③振込口座申出書	④マイナンバー (生徒本人のもの) (又は生業扶助証明書)	⑤マイナンバー (保護者等のもの) (又は課税証明書)	⑥健康保険証 (扶養誓約書)
ア	○	○	○	○		
イ	○	○	○		○	
ウ	○	○	○		○	○

※必要書類の詳細については次ページをご覧ください。

○必要書類について（上記表の①～⑥）

①石川県教育費負担軽減奨学金申請書

②保護者等全員の住民票（市町発行）（**令和4年7月1日現在の居住地がわかるもの**）

③振込口座申出書

④**生活保護（生業扶助）を受給されている方のみ、マイナンバー（生徒本人のもの）**

又は生業扶助受給証明書

→ 生徒本人のマイナンバーを提出いただく場合は、**必ず指定の方法及び様式に従い、提出してください。**

※提出方法や様式については「生活保護（生業扶助）を受給されている方へ」及び個人番号カード（写）等貼付台紙を参照ください。

→ 生徒本人のマイナンバーの提出に代えて生業扶助受給証明書（福祉事務所発行）の提出も可能です。

⑤マイナンバー（保護者等のもの）又は令和4年度の課税証明書等（令和3年中の所得）

→ 保護者等のマイナンバー又は課税証明書については、石川県内の私立高等学校等に在学し、就学支援金の申請で提出した方は、提出不要です。（提出状況が不明である場合は、各学校へお問い合わせください。）

⑥本人及び兄弟姉妹の健康保険証のコピー（**※健康保険が、国民健康保険の場合は、扶養誓約書も提出**）

→ コピーの際には、番号や保険者番号を黒く塗りつぶすなど見えないようにした写しとしてください。

注1 申請書類については**9月30日までの間に本校校事務室に提出してください。**

注2 支給対象として認定された場合、奨学金は、12月下旬までに指定された口座に年額を一括で振り込む予定です。（1年生で早期給付を受けた方は、残りの給付額となります。）

【問い合わせ先】

（申請書類の提出方法や提出期間に関すること）

金沢学院大学附属高等学校（TEL：076-229-1180）

（石川県教育費負担軽減奨学金の支給要件等、制度全般に関すること）

石川県総務部総務課（TEL：076-225-1233）